

50 家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望】

廃家電のリサイクルを推進するために、下記対策を実施すること

- (1) 再商品化等料金について、前払い方式への見直しを行うこと
- (2) 廃家電の本土輸送費への助成措置について、実際の海上輸送費に見合った補助額とするとともに、恒久的措置とすること

【本県の展望（実現の効果）】

現行の後払い方式を、前払い方式に見直すことにより、リサイクルの促進や排出時の不法投棄防止が期待される。

本県は多くの離島を有しており、離島市町の住民は、指定引取場所がある本土地区までの収集運搬料に海上輸送費が含まれているため、大きな負担となっている。

廃家電の本土輸送への助成措置について、実際の海上輸送費に見合った補助額の恒久的な制度になることにより、離島市町の住民の負担が軽減され、家電リサイクルの推進が図られる。

【提案・要望の経緯】

現行では再商品化等料金（リサイクル料金）について、廃棄物として排出される際に支払う後払い方式となっており、排出時における消費者の負担感が、家電リサイクル法に基づく適正な処理を妨げる大きな要因と考えられる。

離島独自のコスト要因である海上輸送に対する助成措置として、各家電メーカーから要請を受けた一般財団法人家電製品協会が主体となり、平成21年度より「離島対策事業協力」が実施されている。しかし、当該制度においては、廃家電を集荷して一度に運ぶ方法により補助単価が算定されるため、実際の海上輸送費に比べて補助額が少額となっている。

また、一般財団法人家電製品協会の助成措置については、実施期間が平成29年度までとされていることから、制度の恒久的実施を要望する。

【1】この要望にかかる背景について

(家電リサイクル対象品目の不法投棄の状況)

現行のリサイクル料金支払い方法は、廃棄物として排出される際に支払う「後払い方式」になっており、排出時、排出者の負担感から、不法投棄や家電リサイクル法の正規ルート以外への排出など、不適正な処理の一因となっています。

(廃家電の収集運搬費用の状況)

廃家電の収集運搬において、離島地域では本土地域に比べ、その費用が最大1.71倍になるなど過重な負担となっており、多くの離島を有する本県にとって、住民の負担を軽減することが課題となっています。

家電リサイクル対象品目の不法投棄状況（長崎県）（単位：台）

	エアコン	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	4品目 合計
平成25年度	12 (1.8%)	504 (74.5%)	110 (16.3%)	50 (7.4%)	676

※（ ）内は、全体に占める割合

離島と本土地区における家電リサイクルに係る収集運搬料の比較（長崎県、平成27年度）（単位：円）

地区	エアコン		テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機	
	収集運搬料金	比較	収集運搬料金	比較	収集運搬料金	比較	収集運搬料金	比較
本土	1,765	1.00	1,720	1.00	2,336	1.00	1,784	1.00
対馬	2,934	1.66	2,707	1.57	3,409	1.46	2,732	1.53
舌岐	1,952	1.11	1,806	1.05	3,054	1.31	2,300	1.29
下五島	2,986	1.69	2,577	1.50	4,002	1.71	2,965	1.66
上五島	2,358	1.34	2,072	1.20	3,613	1.55	2,582	1.45

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(廃家電の適正処理)

現行のリサイクル料金支払い方法は、廃棄物として排出される際に支払う「後払い方式」になっており、排出時、排出者の負担感から、不法投棄や家電リサイクル法の正規ルート以外への排出など、不適正な処理の一因となっています。

(離島地域住民の収集運搬費用に係る過重な負担)

一般財団法人家電製品協会により、廃家電の処理に対する支援措置「離島対策事業協力」制度が平成21年度から時限措置にて実施されていますが、実際の海上輸送費に比べて補助額が少額となっているため、実際の海上輸送費に見合った補助額に見直す必要があります。また、助成措置については、実施期間が平成29年度までとされていますが、制度の恒久的実施が必要です。

51 大気汚染対策の国際的取組の強化について

【環境省】

【提案・要望】

自国だけでは解決できない越境大気汚染について、国際的な取組をさらに促進し大気汚染問題の早期解決を図ること

- (1) 国家間における発生源対策の推進を図ること
- (2) 越境汚染を受けやすい本県の地理的特性を活用した観測体制の充実などにより大気汚染物質の移流状況や発生メカニズムを解明するとともに、健康影響についても知見の集積を行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

- 本県は、地理的に越境汚染を受けやすい位置にあり、隣接する諸外国で発生している大気汚染物質の削減を図ることにより、県内への大気汚染の影響を減らすことができる。
- また、国外からの影響をきめ細かく観測することで、大気汚染物質の移流状況や発生メカニズムの解明、移流発生予測の精度向上につながるほか、健康影響に関する知見の集積により予防対策の充実が図られ、国民の安全・安心を確保することができる。

【提案・要望の経緯】

- 大気汚染物質の約7割が国外より移流していると推計されており、本県では例年高濃度のPM2.5や光化学オキシダントを観測し、注意喚起や注意報の発令を行う事態が生じ、環境基準を達成できない状況が継続していることから、大気汚染対策の国際的な取組の促進と早期解決が求められている。
- PM2.5の健康影響に関する情報や予防対策が十分でないため、住民の不安がつのっており、国内における症例や的確な予防策の情報提供が必要となっている。
- 国は本県の対馬・五島の南部に配置している「国設酸性雨測定所」において、移流してくる大気汚染物質を観測しているところであるが、さらに、測定所を両島の北部にも設置して観測を行うことなどにより、飛来状況や予測精度の向上につながり、きめ細かく的確に情報提供を行うことができる。

【1】この要望にかかる背景について

○国家間における発生源対策の推進

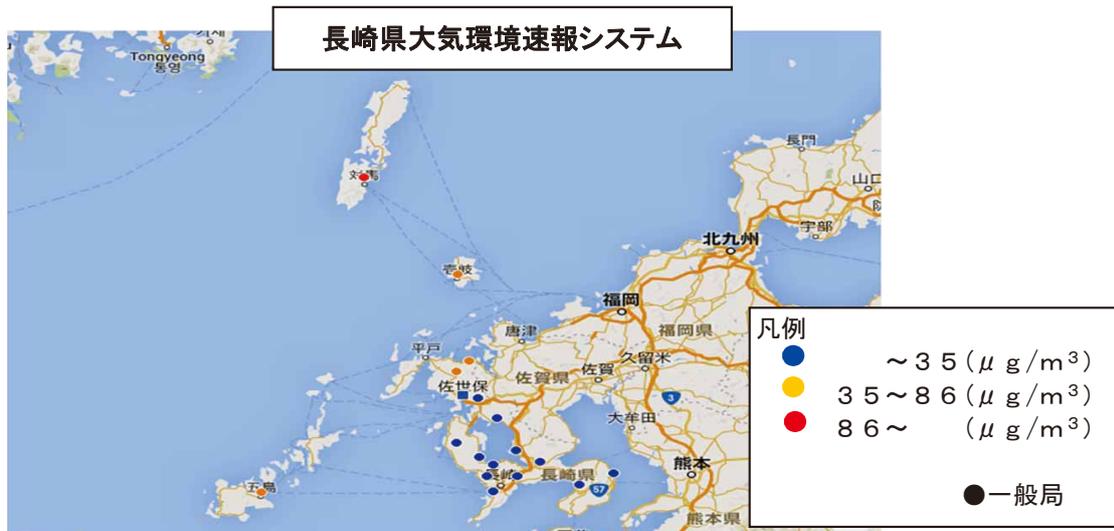
国からのPM2.5監視体制整備の指導により観測体制を強化してきましたが、大気汚染物質の発生源の少ない離島部で高濃度のPM2.5や光化学オキシダントが度々観測されており、大気汚染防止法にかかるばい煙発生施設の監視指導業務だけでは有効な対策を図れない状況にあります。また、隣接国ではPM2.5の1日平均値が本県の20倍以上にもなる状況にあることから、発生源対策の加速化を図ることで問題が解消できると考えられます。

○大気汚染物質の移流状況や発生メカニズムの解明と健康影響に関する知見の集積

国において予測精度の高度化が図られていますが、加えて、早期に報道を通じて広く情報提供することや健康影響に関する的確な予防策が求められています。

○越境大気汚染の観測体制強化

越境大気汚染物質の監視が対馬・五島の南部で実施されていますが、島の北部でも監視を行うことにより、さらに正確な越境汚染の状況を把握し、詳細な情報提供を行うことができます。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

○大陸に最も近く越境汚染の影響を受けやすい位置にある長崎県

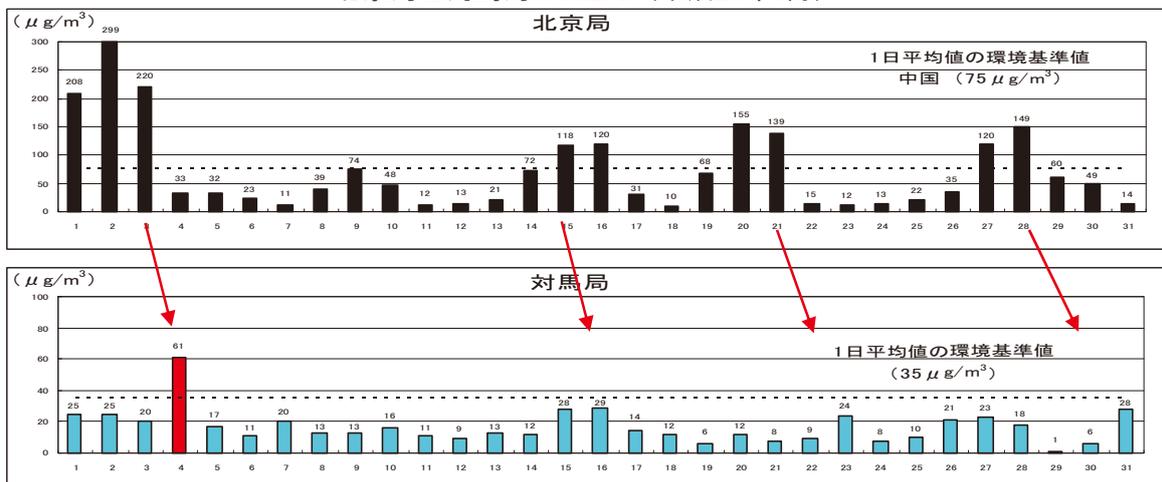
オキシダントの注意報発令状況は以下のとおりとなり、広域化の傾向がみられます。

- ・平成18年5月30日
- ・平成19年4月27日、5月8日、5月27日
- ・平成21年5月8日、5月9日
- ・平成22年5月8日
- ・平成23年5月16日

PM2.5の注意喚起は以下のとおりとなり、午後から濃度が上昇するなどの事例もみられます。

- ・平成25年3月19日 壱岐・対馬地区、11月3日 本土地区
- ・平成26年2月3日 本土地区
- ・平成27年3月22日 県北・五島・壱岐・対馬地区
- ・平成28年1月4日 対馬地区

北京局と対馬局のPM2.5（平成28年1月）



52 廃止されたごみ焼却施設の解体支援について

【総務省、環境省】

【提案・要望】

廃止されたごみ焼却施設の解体には、ダイオキシン対策等で多大な経費を要するため、市町等への財政支援を行うこと

- (1) 解体費用に対して助成する制度を創設すること
- (2) 解体費用に係る起債の償還金に対する交付税措置を拡充すること

【本県の展望（実現の効果）】

本県においては、市町村合併やごみ処理広域化によって、多くのごみ焼却施設が廃止されてきた。

施設の解体には多大な経費を要するため、財政状況が厳しい市町においては長期間解体されない施設もあり、老朽化等による倒壊の危険性やダイオキシン類による周辺環境への影響が懸念される。

解体財源が確保されることで円滑な解体が促進されることとなり、住民の安全・安心な暮らしの確保が図られる。

【提案・要望の経緯】

かつて離島地区や郡部の市町村においては、運搬コストや他自治体のごみを受け入れない住民感情等により各自治体ごとに焼却施設が設置されたが、その後の市町村合併やごみ処理広域化により、一自治体で多くの焼却施設を抱え込む結果となった。

施設の解体には、ダイオキシン対策等のため多大な経費を要するが、既存の国の助成制度である循環型社会形成推進交付金制度においては、ごみ焼却施設解体後の跡地に廃棄物処理施設を整備する場合でないと、解体については交付対象とならない。

市町が策定する災害廃棄物処理計画に焼却施設解体後の跡地を災害廃棄物の仮置き場として位置付けたものについては、当該焼却施設の解体に対して交付対象としてもらいたい。

また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除去を行う場合においては、跡地利用がなくても、特例的に起債措置が認められているが（平成26年度以降当分の間）、その償還金に係る交付税措置が不十分である。

【1】この要望にかかる背景について

(廃焼却施設の状況)

市町村合併、ごみ処理広域化の進展により、多くのごみ焼却施設が廃止されましたが、跡地利用が見込めない廃焼却施設については国の助成制度もないため、財政状況が厳しい市町においては、廃止後何年も解体されないままになっている状況にあります。平成28年3月末までに廃止され、未解体の施設数は18施設、平成28年度以降に廃止される予定の施設は8施設で、合計26施設の解体が必要となります。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(市町の財政負担)

残っている施設の解体については、市町に多大な財政負担を強いることとなるため、円滑な解体を促進するには解体財源の確保に向けた財政支援を図る必要があります。

解体のために必要な費用は、平成25年度～27年度の実績では、処理能力1t/日あたり平均6,865千円となっており、26施設全ての解体には、約80億円が必要と推計されます。

解体（予定）焼却施設の状況

解体年度	解体（予定） （1日あたりの処理能力（t/日）で区分）				処理能力合計 （t/日）	処理能力1t/日 あたりの解体費用 （千円） ※	解体経費 （推計） （千円）
	施設数						
	10t/日 未満	10t/日以上 20t/日未満	20t/日 以上	合計			
H28以後	11	5	10	26	1,165	6,865	7,997,725

※「処理能力1t/日あたりの解体費用」は、最近3年間に解体した施設の解体費用をそれぞれの施設の処理能力で除したものの平均である。

53 漂流・漂着ごみの対策について

【環境省、農林水産省、国土交通省】

【提案・要望】

漂流・漂着及び海底ごみに関する下記対策を確実に実施すること

- (1) 外国由来のごみが多量にあることから、現行の財政支援措置を維持・拡充すること
- (2) 国外からの漂着ごみに対する外交上の適切な対応を実施すること

【本県の展望（実現の効果）】

本県は、日本列島の西端に位置し、国境離島をはじめとする多くの島々や、北海道に次ぐ海岸線の長さを有していることから、他県に比べ大量のごみが漂流・漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっている。

現行の財政支援措置（補助金・特別交付税）の維持・拡充により、継続して漂着ごみの回収処理・発生抑制対策が実施可能となり、漂着ごみの削減、地方自治体の財政負担が軽減される。

本県には、外国由来のごみが多量に漂着している。関係国における発生抑制対策が進むことにより、漂着ごみの削減につながる。

【提案・要望の経緯】

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法が制定され、海岸管理者等の責務が明確にされた。

また、平成21年度から平成26年度までの6か年については、地域グリーンニューディール基金や海ごみ基金により財政措置が行われ、平成27年度は補助率は低下したものの、地方負担に対する8割の特別交付税措置が講じられている。

漂着ごみは繰り返し漂着することから、回収事業、発生抑制対策事業は、長期的に取り組む必要があり、現行の財政支援措置の維持・充実が必要である。

コスト削減の観点から、プラスチック容器の減溶化の設備導入等について迅速に補助対象とすることと回収を行ったゴミ処理について、分別処理に長時間を要する場合の年度を越えた補助制度の弾力的な運用が望まれる。

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多量に繰り返し漂着していることから、漂流・漂着・海底ごみが発生しない対策が必要であり、関係国に対して、実効性のある発生抑制対策を講じるよう、外交ルートを通じて強く要請を行うことが望まれる。

【1】この要望にかかる背景について

(海岸漂着物にかかる多額の回収・処理費用)

本県における平成22年度～平成27年度（6か年）の海岸漂着物の回収量は約10万m³で、回収・処理費用は約32億円となっています。

(外国由来の漂着ごみの状況)

本県の漂着ごみは、とくに外国由来のものが多くなっています。（例えば、対馬に漂着したペットボトルについては約84%が外国製品）

1) 平成22～27年度（6か年）における海岸漂着物の回収・処理費用

県管理海岸	10,453m ³	432,101千円
市町管理海岸	89,467m ³	2,769,955千円
合計	99,920m ³	3,202,056千円
	(うち、平成27年度15,588m ³ 496,142千円)	

財源

- ・地域グリーンニューディール基金、海ごみ基金（環境省所管）
補助率 平成22年度～平成26年度：10/10
- ・平成27年度地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）
補助率 離島振興法等：9.5/10
半島振興法・過疎地域自立支援特別措置法等：9/10
原則的な補助率：8/10
- ・平成28年度以降の補助率
離島振興法等：9/10
半島振興法・過疎地域自立支援特別措置法等：8/10
原則的な補助率：7/10

2) 対馬における外国由来の海岸漂着物

- ・回収された漂着ごみの外国製品の占める割合（H22～H26環境省調査）
ペットボトル 約84%（韓国51%、中国28%、台湾3%、その他2%）

3) 外国由来の廃ポリタンク等の漂着

- ・廃ポリタンクは全国的には減少傾向にあるが、本県には依然として漂着量が多い
平成26年度漂着量 全国総数14,465個、長崎県沿岸1,524個（全国3位）
平成25年度漂着量 全国総数 4,099個、長崎県沿岸 914個（全国1位）
平成24年度漂着量 全国総数 5,547個、長崎県沿岸 954個（全国2位）
平成23年度漂着量 全国総数 9,723個、長崎県沿岸3,132個（全国1位）

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(財政支援措置の維持、外交上の適切な対応)

漂流・漂着・海底ごみは繰り返し漂着することから、現行の財政支援措置の維持・充実が必要であります。

(外交上の適切な対応)

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多く、また、繰り返し漂着していることから、漂流ごみが発生しない対策が必要です。

関係国に対して、早急に原因究明と実効性のある発生抑制対策を講じるよう、外交ルートを通じて強く要請を行うことが望まれます。

54 雲仙天草国立公園におけるインバウンド対策の推進について

【環境省】

【提案・要望】

国立公園における外国人観光客受け入れ体制の整備を推進すること

- (1) 雲仙天草国立公園を「国立公園満喫プロジェクト」の対象地域として選定し、雲仙地域が外国人を惹きつける国立公園となるよう、地域とともに取組を進めること

【本県の展望（実現の効果）】

本県は、歴史的な海外との交流基盤や、アジアに最も近いという地理的近接性があることに加え、平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」や、世界遺産登録を目指す「長崎の教会群」もあり、今後、長崎デスティネーションキャンペーン等によって、国内外からの観光客の増加が見込まれている。

雲仙天草国立公園雲仙地域は、歴史的にも外国人観光客を受け入れることにより発展した地域であり、ポテンシャルは大きいものの、県内観光客の増加に比して公園利用者数は近年横ばいとなっている。一方で、地域高規格道路の整備が進むなど、長崎市内からの移動時間の短縮が見込まれるほか、熊本からの航路も充実している。

このため、長崎県内の外国人観光客の増加、雲仙地域のポテンシャルを考慮すると、雲仙地域においてインバウンド対策を進める効果は大きいと考えられ、国立公園の外国人利用者を2020年までに現在の2倍以上の年1000万人に増やすという国の目標の達成に大きく貢献するものである。

【提案・要望の経緯】

環境省が、本年3月に自然と人の暮らしが調和する日本らしい国立公園のポテンシャルを活用し、世界を魅了するナショナルパーク・ジャパンとしてブランド化すること、また、国立公園の外国人利用者を2020年までに現在の2倍以上とすることを表明している。

雲仙天草国立公園の雲仙地域は、昭和9年に日本の国立公園第1号として指定され、国立公園の歴史とともにある地域である。平成23年には、「雲仙プラン100」を策定し、地域と行政が一体となった取組を進めることとしており、本県としても、今年度から国立公園を含む島原半島世界ジオパークの活用推進事業を新たに実施し、当該地域の利用者増加に取り組む予定である。

雲仙地域においては、国の事業の実施を要望するのみでなく、地域自らも、地獄の景観をはじめとする国立公園雲仙の魅力を増すための取組を強化することを表明するとともに、雲仙地域と地理的、歴史的にも深いつながりのある天草地域との一体的な観光分野の連携に取り組むこととしている。

本県としても交通機関等の受入体制や街づくりも念頭におきながら、「国立公園満喫プロジェクト」の対象地域として適当な場所となるよう、積極的に関わっていきたい。

【1】この要望にかかる背景について

(本県観光客数の増加)

本県を訪れる観光客は、長崎市の世界新三大夜景やハウステンボス、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録などにより堅調に推移しており、今後も「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産登録、「長崎デスティネーションキャンペーン」等によって、国内外からの観光客の増加が見込まれています。

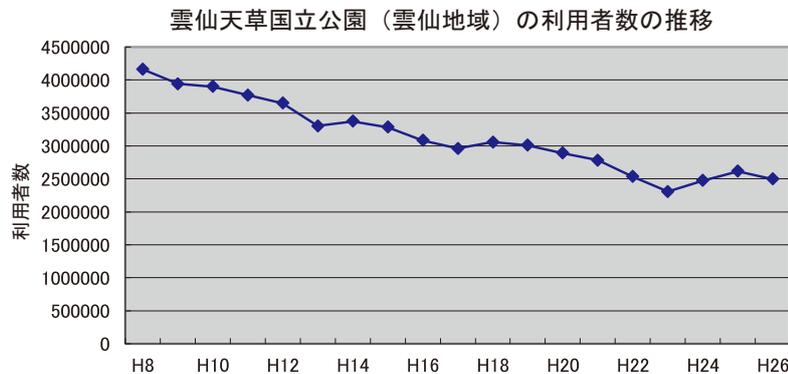
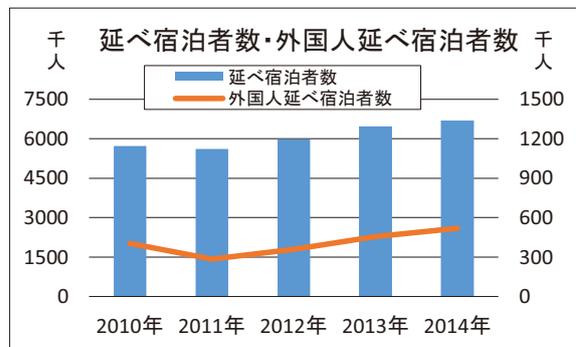
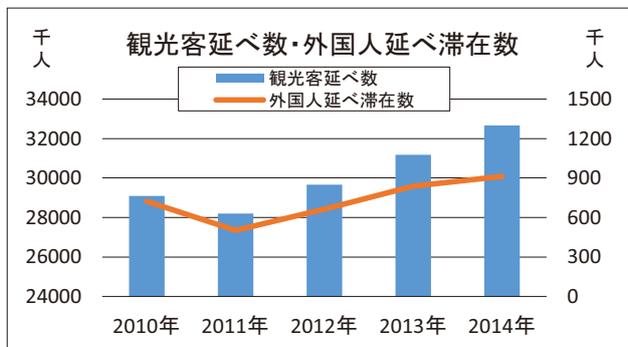
(地域高規格道路「島原道路」の整備)

長崎市内または長崎空港から雲仙天草国立公園の雲仙地域への地域高規格道路が順次整備されて移動時間が短縮されており、より気軽にバスやレンタカーにより到達することが可能となっています。

(雲仙天草国立公園雲仙地域の可能性)

本県全体の観光客数の伸びに比較して、雲仙天草国立公園雲仙地域の利用者数は近年横ばい、20年程度をみれば減少していますが、素晴らしい自然景観、周囲にも点在する文化資産、道路の整備状況等をみれば、利用者数を伸ばすポテンシャルがあることは明らかです。

また、雲仙地域は、天草地域とも地理的、歴史的に深いつながりがあり、行政レベルや住民レベルなどで様々な交流が図られています。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

(温泉の共同管理)

雲仙地域の主な利用拠点である雲仙温泉において、温泉の引湯管や爛付け管が美観を損ねているほか、温泉の持続的かつ効果的な利用が課題となっています。この解決に向けて、地元旅館・ホテル等の温泉利用事業者の管理運営組織の設立を進め、環境省との調整を行います。

(雲仙地域の宿泊施設等の老朽化)

雲仙温泉の宿泊施設は、老朽化が進んでいるものが多く、現在、建て替え等について様々な検討が行われています。環境省が提案している「宿舎事業の再生・経営支援（経産省と連携）」等による支援が望まれます。

55 離島等地域における介護保険サービス利用者の負担軽減の拡充について

【厚生労働省】

【提案・要望】

- 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」の拡充
- (1) 軽減制度の対象について、現行の加算制度全てを網羅するよう拡大すること
 - (2) 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大すること
 - (3) 制度の見直しにより生じる地方の財政負担や税の優遇措置を受けない事業者の負担について、国による財政支援を行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

多くの離島を抱える本県において、利用者負担額軽減措置事業の対象サービス等を拡大し、軽減額についても利用者負担超過額全てに拡大することで、離島地域の利用者が本土地区利用者と同様にサービスを受け、事業者にとっても離島等地域に参入しやすい環境となることが期待できる。

【提案・要望の経緯】

全国平均に比べ高齢化が進む本県において、離島地区においては、高齢化率が総じて30%を超えている状況にある。また、介護サービス基盤については、人口規模が小さく、地理的に不利な状況にあり、介護サービス提供事業者の参入が非常に難しいため、島内の要介護者・要支援者に対する介護サービス提供体制が整っていない状況である。特に、離島振興法指定の51の有人島の中で、二次離島は32島であるが、うち18島には介護事業所がなく、島内での介護サービスが受けられない状態となっている。

離島等地域においては、サービス確保の観点から、離島等一定の地域に所在する事業所が行う訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、原則、サービス費用の15%を特別地域加算として導入しているが、国は平成12年から利用者負担軽減のための補助事業を行っている。

しかし、当該軽減措置については、対象サービス、対象者、対象事業所が限定されており、措置を受けても、一定の利用者負担増が残っているものとなっている。

【1】この要望にかかる背景について

(離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業)

離島等地域においては、移動等に時間を要し事業運営が非効率にならざるを得ないため、在宅訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）を提供した場合に事業者を支払われる報酬は15%加算されます。そのため利用者の1割負担についても15%加算され、離島地域等の利用者は本土地域の利用者と同様のサービスを受けても利用者負担が重くなるという不合理な格差を軽減するための事業です。

二次離島における介護サービス事業所の有無の状況(長崎県)

市町名	二次離島の数	介護サービス事業所の有無	
		有り	無し
長崎市	2	2	0
佐世保市	3	2	1
平戸市	3	1	2
松浦市	3	1	2
対馬市	1	0	1
壱岐市	4	2	2
五島市	9	3	6
西海市	3	3	0
小値賀町	4	0	4
計	32	14	18

資料：長寿社会課調べ(H28. 4. 1)

<離島加算制度と軽減事業の対比>

	離島加算制度	利用者負担額軽減事業
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
対象者	利用者全て	市町村民税非課税者のみ
対象事業所	全事業者	社会福祉法人
利用者負担	介護報酬(加算前)の11.5%	介護報酬(加算前)の10.35%

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業の課題)

- ・対象サービス…訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみで訪問入浴介護と訪問看護は対象外となっている。
- ・対象者…市町村民税非課税者のみに限られる。
- ・対象事業所…社会福祉法人が提供するサービスに限られる。
- ・利用者負担…同様のサービスを本土利用者が利用した場合と比較して0.35%分の負担が増加する。

56 介護職員等の育成・確保にかかる施策の充実強化について

【厚生労働省】

【提案・要望】

介護人材の安定的な育成・確保を図るため、介護報酬の加算制度を拡充すること

- (1) 介護職員処遇改善加算制度の加算率の見直しや加算対象事業所及び職種の拡大を図ること
- (2) サービス提供体制強化加算における介護福祉士等の配置率に応じた加算率の見直しを行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

介護職員等の賃金水準の改善や配置率の見直しにより、介護業界への参入や職場定着が促進され、介護人材の質・量の面からの安定的な育成・確保による質の高い介護サービスが提供可能となる。

また、地域における雇用の場の創出につながることから、地方における人口減少の防止や定住の促進、ひいては地方創生に寄与する。

【提案・要望の経緯】

本県では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる平成37年度には、平成24年度に比べて約1万3千人が新たに必要となると推計しており、地域包括ケアシステムの構築の実現のためには、介護人材の確保が質・量の両面から喫緊の課題となっている。

そのような中、介護人材の育成・確保を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、関係機関・団体が連携協働し、介護現場のイメージアップによる参入の促進や労働・雇用環境の改善、専門研修等による資質の向上に取り組んでいる。

一方で、離職経験のある介護職員等を対象とした調査結果では、働き続けるために最も重要な取組として「給与水準の改善」が回答者の7割から挙げられており、給与水準の改善が大きな課題となっている。また、同調査では、介護福祉士等の資格取得が介護職員の定着促進につながることを示されている。

さらには、国において介護離職ゼロに向けた施策が示され、特養等の早期整備や介護サービスの充実が必要となっており、なお一層の介護人材の育成・確保が求められている。

【1】この要望にかかる背景について

(賃金較差について)

長崎県においては、依然として他業種と賃金格差があり、介護人材の安定的確保のためには、なお一層の処遇改善（賃金格差是正策等）が必要となっています。

また、介護事業所（施設）は、介護職員以外の職種でも他の事業所と比べて、賃金水準が低いことから、現在、加算の対象外となっている訪問看護等の事業所や看護師、栄養士、調理員等の介護職員以外の職種についても改善策が必要となっています。

(資格保有者の離職率について)

県が約1,600の介護事業所を対象に実施した離職状況調査における保有資格別の離職率では、介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得するほど、離職率が低くなっており、資格の取得が、介護職員の資質向上と職場定着につながる大きな要因の一つであると考えられます。

○賃金格差について

	全産業	医療・福祉
長崎県	245.4	244.7
全国	299.6	273.6

※平成26年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

職種	長崎県	全国
全体	187,758	215,077
介護職員	173,160	196,131
訪問介護員	161,356	187,128
看護職員	219,823	263,368

※平成26年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)

○保有資格別の離職率について

保有資格	離職率
介護福祉士	11.3
実務者研修修了者等	18.4
無資格者	21.3
全体平均	15.4

※平成27年度県実施の離職状況等調査

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(賃金格差について)

介護事業に従事する職員の賃金は、他の業種と比較して低賃金となっており、昨年8月に県が実施した離職状況調査においても、介護事業所で働き続けるためには、給与水準の改善が最も重要な課題となっています。

(介護事業所における資格取得等への取組)

資格取得が介護職員の資質向上や職場定着につながる大きな要因の一つとなっていますが、職員の資格取得は、介護事業所においては、代替要員の確保をはじめ、研修経費や参加旅費の一部を負担している事例がみられ、事業所にとっては負担となっています。

57 介護保険給付費に関する費用負担の見直しについて

【厚生労働省】

【提案・要望】

保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しにより、高齢者等の保険料負担の軽減を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

全国に比べて早く高齢化が進んでいる本県においては、介護サービス受給者の増大に伴い、介護保険にかかる費用が大きくなっているが、費用負担の抜本的な見直しにより、第1号被保険者である高齢者個人が負担する保険料や、県や市町の財政負担を軽減することで、介護保険財政の安定的な継続が期待できる。

【提案・要望の経緯】

本県は全国平均に比べ早く高齢化が進んでおり、平成37年には65歳以上の高齢者人口が約44万人、高齢化率では35.2%（全国30.3%）に達すると推測されている。

介護保険制度においても、制度開始時の平成12年と平成27年の比較では、介護サービス受給者で約2.4倍に増大しており、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料基準額については、県平均で、3,041円から5,770円と約1.9倍に増大している。

また、介護保険にかかる費用のうち、県費負担額も184億円と約2.6倍に増大している。

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、本県の高齢者人口がピークに達する見込みとなっており、介護保険財政がますます厳しくなることが予想される。

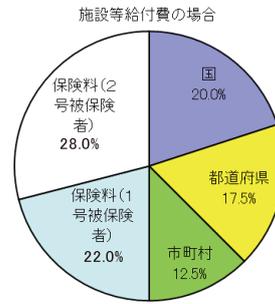
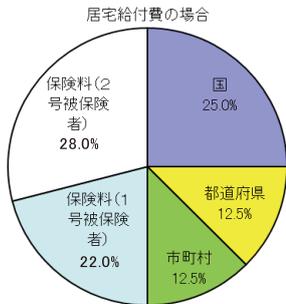
【1】この要望にかかる背景について

(介護保険の費用負担割合)

保険給付の費用負担割合は、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。

また、保険料負担として第1号被保険者分が22%、第2号被保険者分が28%となっています。

○現在の公費費用負担の状況



長崎県の介護保険事業の状況

○本県の認定者数(65歳以上)の推移 (単位:人)

年度	H12	H27	指数 (H12=100)
合計	44,750	89,036	199.0

○本県の認定率の推移(第1号被保険者分) (単位:人)

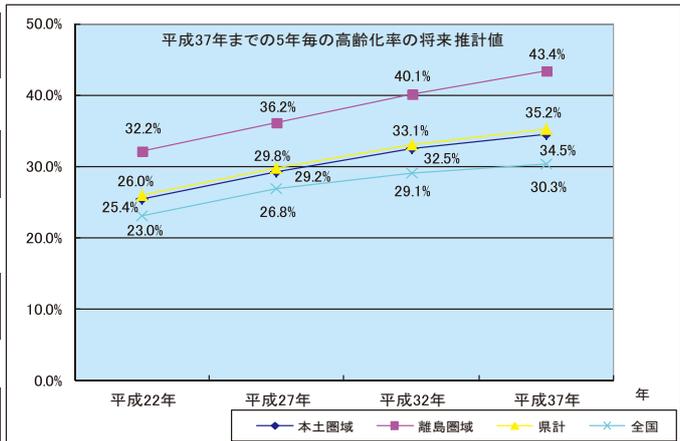
年度	H12	H27	指数 (H12=100)
認定率	13.9%	22.0%	158.5

○本県の各サービス受給者の推移(第1号被保険者分) (単位:人)

年度	H12	H27	指数 (H12=100)
計	31,033	75,613	243.7

○本県の介護保険費用額の推移 (単位:億円)

年度	H12	H27	指数 (H12=100)
介護総費用	629	1,415	225.0
保険給付額	569	1,286	226.0
県負担額	71	184	259.2
市町負担額	71	161	226.8



第6期(H27~29)保険料基準額
(都道府県の状況(高い順))

順位	都道府県名	保険料基準額
1	沖縄県	6,267円
2	和歌山県	6,243円
3	青森県	6,175円
~		
17	長崎県	5,770円
~		
47	埼玉県	4,835円
	全国平均	5,514円

《保険者等の将来予測》

現在でも保険料が全国でも高い水準となっており、高齢化進展の対策として、介護サービスの拡充や介護施設の整備等を行えば、公費負担の増大や更なる介護保険料の上昇が見込まれることから、現行の費用負担割合では被保険者の負担が増大し、保険者の介護保険財政の破綻を招く恐れが予測される。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(保険給付費負担の増大)

本県においては、保険給付費の増大に伴い、被保険者の支払う介護保険料が全国でも高い水準となっています。また、県や市町の公費負担分も増大しています。

58 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

【本県の展望（実現の効果）】

現在は各都道府県がそれぞれ単独事業として実施しているため助成内容が異なっているが、国の制度として創設されることにより、障害者が全国どこに住んでいても同じ助成を受けることができるようになる。また、必要な財政措置がなされることで、より安定的な制度運営が可能となる。

本県においても、関係団体から強く要望されている精神障害者にかかる対象範囲の拡大などにより、障害者の負担軽減が期待できる。

【提案・要望の経緯】

本制度は、重度障害者の福祉の増進を図るため、重度障害者が必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する福祉施策であり、全国の地方自治体で同様の事業を実施している。

対象者である重度障害者は今後も一定数見込まれることもあり、各都道府県及び市町の財政にかなりの負担となっている。

本県においては、関係団体からの要望もあり、県内各市町との検討を重ねた結果、平成25年10月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者（通院のみ）等を新たに助成対象としたものの、中度障害者の助成率を2/3から1/2と引き下げ、対象者に新たな自己負担をお願いしたところである。

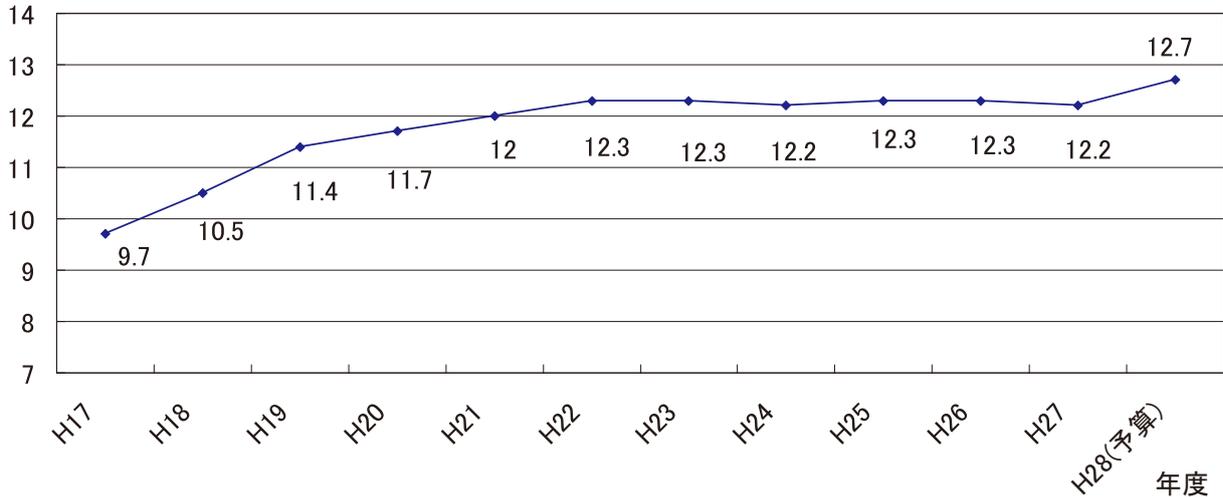
精神障害者については、入院も助成対象とすること及び助成対象範囲の拡大について引き続き要望がっており、現在の財政の状況を踏まえると、自己負担額の増などを検討しなければ制度が維持できず、助成対象者に対して新たな負担が生じる可能性がある。

【1】この要望にかかる背景について

本県における、平成28年3月31日現在の受給者は41,815人であり、介護にあたる保護者やその家族を含めた、多くの方々の経済的・精神的負担の軽減が図られています。

億円

長崎県における助成額の推移



【2】この要望にかかる課題・問題点について

重度障害者医療費助成制度は、障害者に係る経済的・精神的負担の軽減を図るためのものであり、全国一律の制度であるべきですが、各地方自治体が独自に実施しており、財政力などに差があることから助成内容がそれぞれ異なっています。

また、各都道府県及び市町村の一般財源のみで運営されていることから、財政的にかなりの負担となっています。

【全国の実施状況】

- ・対象者
 - 身体障害者 重度：47都道府県
中度：22都道府県
 - 知的障害者 重度：47都道府県
中度：10県
 - 精神障害者 重度：27道県
中度：9県
 - ・自己負担
 - 有：28都道府県
 - 無：19府県
 - ・支払方法
 - 現物給付：22道府県
 - 償還払い：18県
 - 併用：7都県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね1/2を道府県が補助
(東京都は都が直接実施)

【長崎県の制度】

- ・対象者
 - 身体障害者 身体障害者手帳
1～3級所持者
 - 知的障害者 療育手帳
A1、A2、B1所持者
 - 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳
1級所持者
- ・自己負担
 - 同一医療機関ごとに
1日 800円
(月上限1,600円)
- ・支払方法
 - 償還払い

59 再生可能エネルギーを活用した技術革新による産業振興について

【内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

燃料電池等、新たな技術の活用により、再生可能エネルギーの導入を加速化することで県内産業の振興を図るため、以下の支援を講じること

- (1) 地元企業が大学等と連携して実施する、再生可能エネルギー由来の水素エネルギーを活用した燃料電池船の研究開発に対する支援事業を継続・拡充すること
- (2) 再生可能エネルギーの利用促進に向け、地熱やバイオマス発電等の技術開発等に係る事業の継続及び事業予算を拡充すること
- (3) 海洋再生可能エネルギー実証事業の展開を加速化させ、事業者が商用化を実現できるよう、明確な導入目標を含む国家戦略を明示するとともに、固定価格買取制度への追加について早期実現を図ること
- (4) 海洋の活用を促進するため、基幹となる海底送電インフラを国の公共インフラとして整備するとともに、海域利用の調整について地域の実情に沿った支援やルールづくりを行うこと
- (5) 電力システム改革の実施にあたっては、本土地区に比べ発電コストが高い離島において、引き続き安心して電気を使えるよう、離島以外の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する措置を確実に講じること

【本県の展望（実現の効果）】

- (1) 船舶から排出されるCO₂の規制強化が今後予測され、重油船に代わる環境対応船として、燃料電池船の新たな需要が創出されると見込まれるため、地元の中小造船業において、その技術開発に関するノウハウを先行して習得することで、新たな水素需要の獲得とマーケットリーダーとしての利得を狙うことができる。また、近い将来、燃料電池船の技術開発と普及が促進されることにより、他地域よりも常に高い燃油価格に苦しむ本県漁業者の経営改善にも資する。
- (2) 地域エネルギー会社の新たな創設に加え、森林組合が産出する間伐材の販路拡大、余熱の二次利用先（陸上養殖等）の観光資産としての活用、地域への安価な電気や熱の供給等、産業の創出・活性化や消費生活の向上につながる。
- (3) 明確な導入目標の明示、固定価格買取制度への追加、基幹海底送電インフラの整備、海域利用のルールづくり等により、事業者の参入意欲の向上商用化の促進に繋がり、わが国の海洋産業の国際競争力強化に寄与する。
- (4) 電力システム改革後においても離島における電力のユニバーサルサービスを引き続き実質的に担保する。

【提案・要望の経緯】

○離島・半島の現状

離島・半島地域の現状は、依然厳しく、高齢化の進行や若年層をはじめとした人口の流出、産業活動の衰退等により、地域や集落そのものを維持することの困難さも増しており、特に、離島地域においては、運賃問題や物流コストの重い負担、ガソリン等の価格が本土と比べ割高となることは、県民生活に直結する問題となっている。

○再生可能エネルギーの導入促進

本県は、広大な海に面し、変化に富んだ長い海岸線、多くの島々、緑の山々を有し、洋上風力や潮流、木質バイオマスをはじめ、再生可能エネルギーの豊富なポテンシャルを有している。また、地域に存在する再生可能エネルギーを最大限活用することで、過疎化をはじめ、地方が直面する大きな課題を乗り越え、地方創生につなげることができると考えている。

【1】この要望にかかる背景について

本県では、対馬市と連携して「エネルギー自立の島」を目指し、豊富ではありますが低利用となっている森林バイオマス等の地域資源を活用した、発電事業や熱供給事業を核とする対馬プロジェクトに取り組んでいます。現在、総務省事業により策定した「対馬市エネルギーマスタープラン」の実現に向け、まずは、厳原港ターミナル等を対象にした熱供給事業のインフラ整備を目指しておりますが、財政支援が小規模に止まれば、当該事業の円滑な進捗のみならず、他地域への展開が困難となる恐れがあります。

一方、九州電力管内では、太陽光発電急増に伴う系統連系保留など、再生可能エネルギーの導入が抑制されていく傾向にあります。2030年の再エネ導入目標（電源構成で22～24%）の達成に向け、送電網の増強と効率的運用が不可欠ですが、離島や半島ではコスト高となることから、蓄電池整備や水素エネルギーへの転換利用を促進することが効率的かつ現実的です。

海洋再生可能エネルギーについては、実証から商用化までを見据えた、関連産業の拠点形成を行い、新産業の創出、良質な雇用の場の確保など、海洋県長崎の地域特性を活用した産業振興及び地域振興を目指しています。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

（燃料電池船の研究開発に対する公的支援の充実）

燃料電池船の普及については、運輸部門におけるCO₂の排出抑制だけでなく、地元造船業における新たな市場開拓につながる可能性もありますが、現在、実用化に向けた技術開発を促進させる支援制度が充実していません。

（再生可能エネルギー関連インフラ施設における初期投資の負担軽減）

木質バイオマスの熱供給事業における熱供給施設や陸上養殖等の余熱の二次利用施設については、FIT制度のような仕組みもなく、事業者の自助努力だけでは膨大な初期コストの回収が困難です。また、独立電源の壱岐・対馬において、太陽光や風力等、再生可能エネルギーの中でも発電出力が不安定なものについて導入促進を図るためには、蓄電池の整備が必要ですが、高い導入コストが課題となっています。

（固定買取価格制度の追加）

固定価格買取制度により再生可能エネルギー導入促進の後押しとなっていますが、海洋再生可能エネルギーについては、実用化された段階で対象に追加する方向が取組方針に明示されています。実証事業の展開を加速化させ、事業者の商用化へ向けた将来の事業計画の検討ができるよう固定買取価格制度の早期追加が望まれます。

（商用化につなげるための施策について）

広大な海域と多くの離島を有する本県は、海洋再生可能エネルギーの利活用などの大きなポテンシャルを有していますが、送電網が脆弱もしくは未整備の状況の地域も多く、電力系統の強化が望まれており、大量の再生可能エネルギーが系統連携可能な電力系統の整備が必要です。また、実海域での商用化においては、特定の海域を一定期間使用することから、事業実施者と自治体及び地域の関係者で合意を形成し海域の利用を進める必要があります。今後広域な関係者との調整が必要となる場合等には、国が海域利用のルールを示すなど、海域利用が促進されるような支援策が望まれます。

（離島における電力のユニバーサルサービスの確保）

2016年4月から電力小売全面自由化がスタートしますが、独立電源の壱岐・対馬においては、スケールメリットが働きにくく、新規発電事業者の参入が今後見込まれるか不透明です。電力のユニバーサルサービスについては、離島供給約款制度により担保されていますが、自由化が進み、本土地区において競争による電気料金低廉化が一層進んだ場合、料金格差の拡大が懸念されます。

60 雇用・人材育成対策について

【厚生労働省】

【提案・要望】

【雇用対策について】

- 1 女性の継続就業を推進するため、労働局に指導員を増員し、仕事と家庭の両立支援の拡充を図ること
また、子育て等を理由に離職した女性の再就職支援の充実を図るため、ハローワークへのマザーズコーナーの増設を行うこと
- 2 高齢者が安定して再就職支援を受けられるよう生涯現役支援窓口の拡充を行うとともに、高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保・拡充を図ること
- 3 障害者等の就職促進のため、障害者雇用率未達成企業に対する指導強化を図るとともに、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓員（仮称）を配置し、障害者等に対する支援体制の充実を図ること
- 4 若年者や中高年者の求職者に対する就職促進施策の推進を図ること
特に、新卒者の県内就職支援策の拡充を図るための、新卒応援ハローワークの増設及び地域若者サポートステーション事業の拡充を行うとともに、就職者への定着支援のための体制整備の充実を図ること
- 5 地方においては、良質な雇用機会の確保・創出とともに、地域経済を支える人材の確保が必要であることから、大都市圏から地方への人材還流を促すため、地方への就職を希望するＵＩターン者に対する就職支援策を強化すること
特に、大都市圏のハローワークに設置している地方就職支援コーナーの他の大都市圏への増設を図ること
- 6 我が国への就職を希望する留学生を支援するため、留学生求人開拓員（仮称）を配置するとともに、受入企業に対する採用支援策を講じること

【人材育成対策について】

- 1 国が設置し、地元移管された情報処理技術者養成施設（いさはやコンピュータ・カレッジ）の施設機能維持のため、平成29年度以降も引き続き、コンピュータ・リース等について、全額国による継続的な財政支援を行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

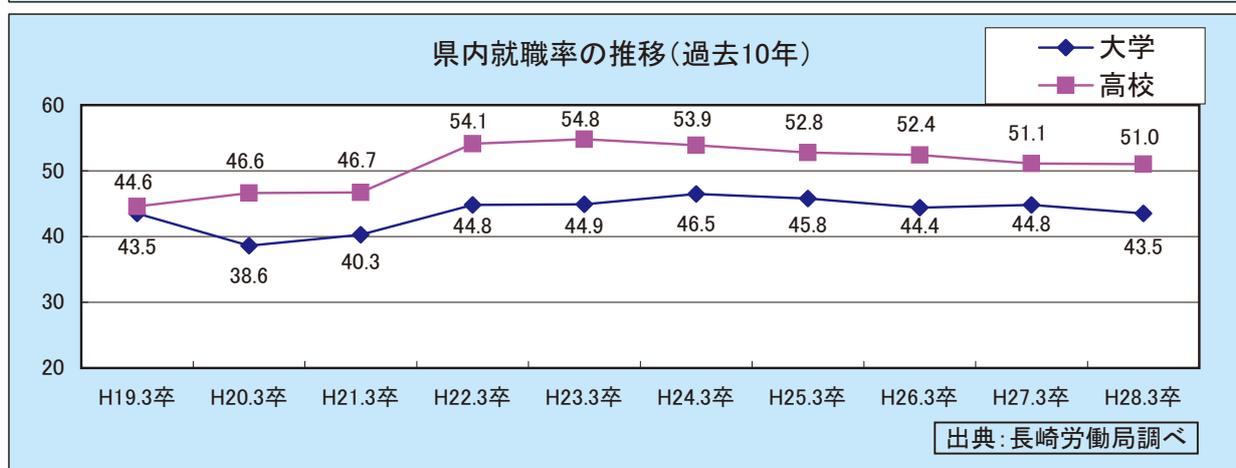
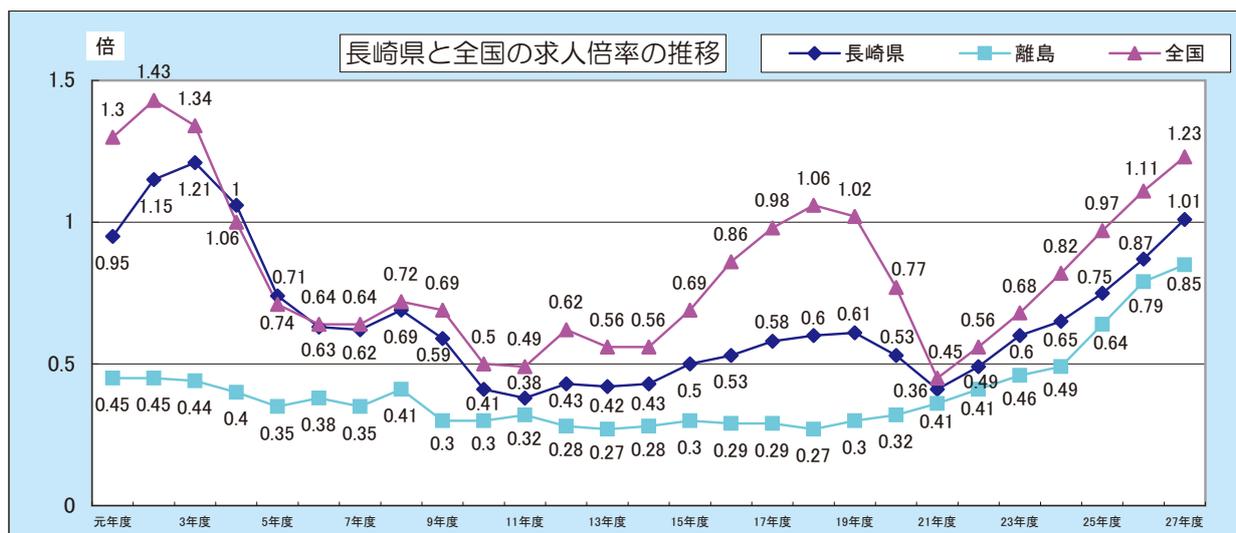
【雇用対策について】

本県は、全国に先んじて人口減少や少子高齢化が進んでおり、今後、生産年齢人口が大きく減少することが見込まれ、女性、高齢者、障害者等の活躍を促進する必要があることから、雇用環境の改善を図るなど、地域の実情に応じた雇用対策を講じることで、地域や産業の活性化に寄与することができる。

さらに、本県の将来を担う若者の就業支援体制を充実させることで、県内就職促進・定着が図られ、本県の人口減少に歯止めがかかることが期待される。

また、就職を希望する留学生の確保のため、本県も九州各県と連携して九州グローバル人材活用促進事業※を進めているが、ハローワークへの留学生求人開拓員（仮称）の配置等により更なる県内定着が期待できる。

※九州グローバル人材活用促進事業：企業と外国人留学生とのITを活用した人材マッチングシステムを構築し、企業と留学生のマッチングを促進する事業



【人材育成対策について】

いさはやコンピュータ・カレッジへの情報処理技術者の継続的な育成により、長崎県内におけるIT人材の確保と若者の県内就職促進が図られる。

(1) 提案・要望の経緯

- 情報処理技術者養成施設は、昭和63年度から国が設置し職業訓練法人へ委託により運営されていたが、平成22年度末をもって国の業務としては廃止された。その後、地元諫早市が施設の譲渡を受け、従来の職業訓練法人へ委託して運営を行っている。
- 平成23年度から暫定措置として国費によるコンピュータリース料等の財政支援を講じていただいているが、支援が終了してしまうと今後の運営が非常に困難になることが予想される。

(2) この要望にかかる背景について

- 本県においても、IT人材の人手不足が言われていますが、情報処理技術者を養成する施設は、県内でも2校しかありません。また、当該施設は、情報処理技術者試験において高い合格率を誇るなど優秀な人材を育成・供給しています。
- さらに、この施設は、学生寮を完備しており、離島・半島など訓練施設のない地域の若者へ受講機会を提供しています。
- このように、本県の雇用及び産業振興にとって重要な役割を担っている本施設の運営を続けるため、地元諫早市からも継続的な支援の要望が出されております。

(3) この要望にかかる課題・問題点について

- 施設の効果的な活用を継続するためには、運営する職業訓練法人の自立した運営を促す必要がありますが、当該施設の存続のためには、当分の間コンピュータリース料等にかかる国の財政支援が不可欠です。

61 ベっ甲産業の振興方策について

【経済産業省】

【提案・要望】

1. タイマイの輸入再開に向け、ワシントン条約に関する情報収集や関係国際機関等への働きかけなどの取組を行うとともに、ベっ甲業界が行う国内でのタイマイ増養殖事業が円滑に実施されるように必要な措置を行うこと
2. 長崎ベっ甲が、伝統的工芸品の経済産業大臣指定を受けた際に、ベっ甲産業振興の取組が行えるように、品目数の増加に応じた伝統的工芸品産業支援補助金の必要な予算措置を行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

タイマイの輸入再開やタイマイ増養殖事業が円滑に実施されれば、原料の枯渇を避けることや、低廉な価格での取得・取引が可能となり、産業の存続が可能となる。

ベっ甲業界は、職人の高齢化が進み、また後継者不足という状況が続いているが、国の伝統的工芸品の指定を受けると、伝統的工芸品産業支援補助金を活用して、後継者育成事業や需要開拓事業などベっ甲産業の振興につながる取組が実施できる。

ベっ甲製品は日本以外ではほとんど作られていない世界的にも貴重な工芸品である。ベっ甲に係るワシントン条約のダウンリストが実現されるとベっ甲製品の輸出も可能となるため、日本の伝統的工芸品の輸出促進にもつながる。

【提案・要望の経緯】

ベっ甲産業は、約300年の歴史を持つ、長崎県を代表する伝統的工芸品であるが、ワシントン条約により、平成4年12月末の原料輸入禁止措置以来、厳しい状況が続いており、事業者数、生産額ともに激減している。

経済産業省では、平成28年度まで、国内において、タイマイ増養殖を目的として、一般社団法人日本ベっ甲協会のタイマイ増養殖研究を支援している。この研究成果を踏まえ、平成29年度より、ベっ甲業界による民間事業として養殖事業を開始する予定である。

ベっ甲産業が存続していくためには、原料の確保方策は必須の課題であり、そのため、天然タイマイの生息地であるキューバ、インドネシアに関する情報収集を行うとともに、タイマイの輸入再開に向けての働きかけと、ベっ甲業界が養殖事業を円滑に実施できるように国のサポートが必要と考えている。

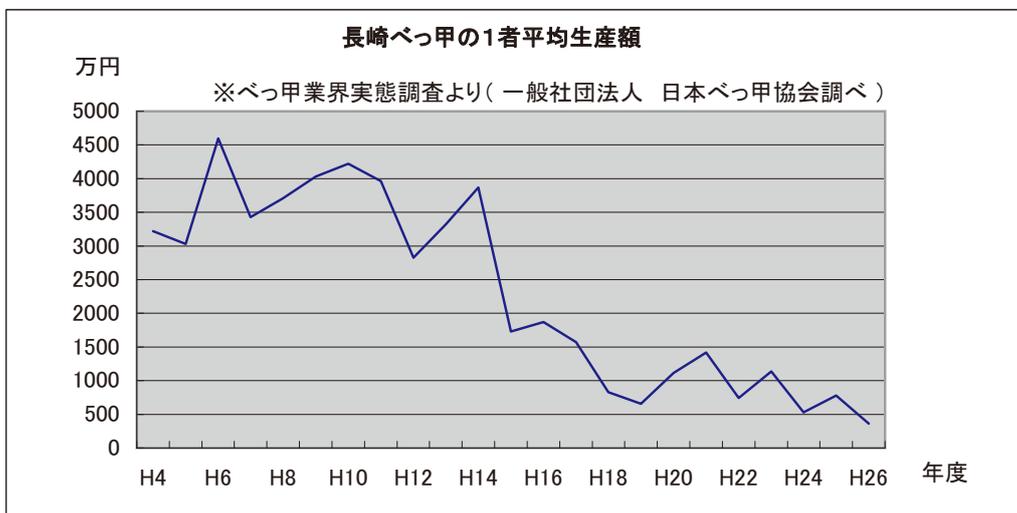
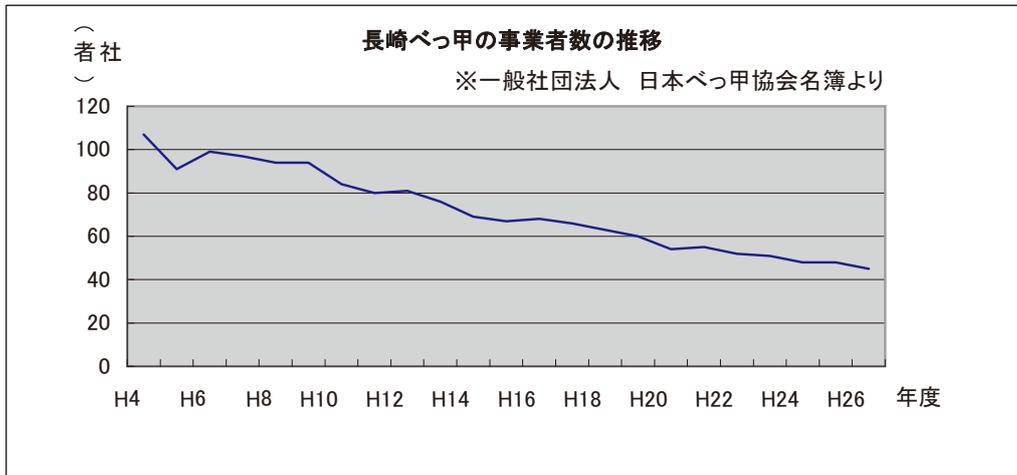
長崎ベっ甲は、国の伝統的工芸品の指定を目指しており、指定後は伝統的工芸品産業支援補助金を活用しながら、後継者育成事業や需要開拓事業などに取り組んでいく予定であり、そのためには、伝統的工芸品の品目が増えることに伴う、当該補助金の予算額の確保が必要と考えている。

【1】この要望にかかる背景について

- 日本は、昭和55年のワシントン条約加盟後も、べっ甲の原料であるタイマイについては留保したため、その種については締約国とみなされず、輸入を継続してきましたが、米国の野生生物製品（養殖真珠等）輸入制限という制裁発動の圧力を受け、留保の撤回を決定し、平成4年12月末をもって輸入することができなくなりました。
- 2～3年毎に開催されるワシントン条約締約国会議において、ダウンリスト（ワシントン条約における附属書Ⅰから附属書Ⅱに移ることで、一定の条件のもと取引が可能）の機運が高まった時期もありましたが、平成25年3月にタイ王国で開催された第16回会議においてもダウンリストの提案は行われず、依然として輸入再開は厳しい状況です。
- 国においてはべっ甲等資源確保対策事業として、タイマイの国内増養殖技術開発や貿易取引再開に向けた国際的取組への支援が行われており、平成27年度には、タイマイ養殖の実用化に向けて新しい事業体設立の準備を始めるなど着実に進展しております。また、産地団体は国の伝統的工芸品指定の手続きも進めております。長崎県においても、平成3年度から長崎べっ甲対策として各種支援を行いながら、伝統工芸であるべっ甲産業の育成を図っています。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

- タイマイの輸入再開の目途がたっていない中、タイマイに代わる材料が存在しないため、300年以上も続いてきた、歴史的・文化的に貴重なべっ甲産業は存続の危機に直面しています。
- タイマイの増養殖技術開発が成功した後、その研究成果を活用し、べっ甲産業界が単独で増養殖事業を実現していく予定ですが、事業実施に当たっては、これまで養殖研究の支援を行ってきた国のサポートが必要であります。
- べっ甲産業は、その技術・技法の伝承、産業活動して維持・発展していくためには、業界だけでは厳しい状況が続いております。業界としては、国の伝統的工芸品の指定を受け、伝統的工芸品産業支援補助金を活用しながら、後継者育成や需要開拓等の取組を行いたいと考えております。



62 地域中小企業応援ファンド融資事業の継続等について

【経済産業省】

【提案・要望】

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う「地域中小企業応援ファンド融資事業」を継続するなど、都道府県が中小事業者へ支援を行うために必要な措置をとること

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が都道府県へ無利子貸付を行う「地域中小企業応援ファンド融資事業」を平成30年度以降も継続するとともに、設備投資や人材確保に係る事業を支援対象にすること
- (2) 最近の金利低下による運用収入の減少を踏まえ、都道府県が現在の支援規模を維持できるよう代替事業の創設等の措置を講ずること

【本県の展望（実現の効果）】

本県では当該融資事業の貸付金を活用して、「ナガサキ型新産業創造ファンド」を造成し、その運用益で製品開発から販路開拓まで、事業化への一貫した支援を行っており、中小企業支援の中核的事業となっている。

「地域中小企業応援ファンド融資事業」は、本県を含め全国40の都道府県において基金が造成され、助成金を活用した中小企業向け支援が行われている。

人口減少による国内市場の縮小や働き手の不足など、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、「地域中小企業応援ファンド融資事業」が継続することで、平成30年度以降も中小企業支援の中核事業の継続が可能となる。

【提案・要望の経緯】

本県では県内中小企業等の経営の革新や新分野進出を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「地域中小企業応援ファンド融資事業」を活用し、平成20年11月に「ナガサキ型新産業創造ファンド」を造成した。

ファンドの運用益を活用し、県では技術応用開発支援、見本市出展支援などの5つのメニューを設け、事業者の製品開発から販路開拓までの一貫した支援を行い、平成20年度の事業開始から27年度までの助成採択件数・金額は、155件、3億8千2百万円にのぼり、本県における中小企業支援の中核的な施策となっている。

制度上の貸付期間が10年であるため、現在のファンド事業は平成30年で終了の予定であるが、支援内容の拡充などで、申請企業も増加しているところ。

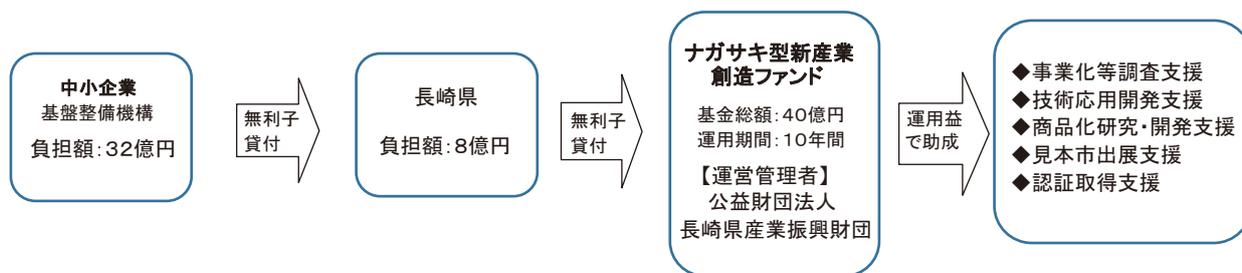
県としても、新分野進出や新商品開発などに積極果敢にチャレンジする事業者を増やすことが、地域経済の活性化に極めて重要であり、このような事業者を支援する制度の存続、拡充を強く希望するもの。

【1】この要望にかかる背景について

○貸付期間の制限

独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う「地域中小企業応援ファンド融資事業」では、機構から都道府県への貸付期間が最長10年間と定められており、本県においても平成30年11月に償還期限が到来することから、償還期限後の中小事業者向け支援制度の検討が必要となっています。

ナガサキ型新産業創造ファンド支援スキーム



ナガサキ型新産業創造ファンド・採択実績



【2】この要望にかかる課題・問題点について

○市場金利・債券利率の低下

現在のファンド造成当時に購入した債券の利率は1.5%（国債）であり、6千万円程度の年間運用益確保が可能でした。しかし、日本銀行の金融緩和政策などの影響により、市場の債券利率は大幅に低下しており、事業者への支援規模を維持するためには、代替事業の創設等新たな補完措置が必要となっています。

63 沖合漁業等が持続的に操業するための措置について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望】

沖合漁業等が将来にわたり持続的に操業できるよう次の措置を講ずること

- (1) 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の確定を行うこと。その実現までの間、日中・日韓暫定措置水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること。
- (2) 我が国排他的経済水域における中国及び韓国漁船の操業条件を見直すとともに、取締監視体制を一層充実させること。また、監視・通報を行う沿岸漁業者等に対する支援を充実させること。
- (3) 沖合漁業と沿岸漁業の共存・共栄を図るため、操業ルールの確立に向けた話し合いの場の設定を積極的に仲介すること。
- (4) 設備投資等を対象とした漁業経営改善支援資金について、償還期間の延長及び貸付限度額の拡充を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

- ・日中・日韓暫定措置水域等における資源管理措置の確立により、東シナ海等の資源の持続的利用が図られる。
- ・我が国排他的経済水域における外国漁船の操業条件の強化、違反操業の撲滅により、本県の以西底びき網漁業等の操業の安定が図られる。
- ・沖合漁業と沿岸漁業との話し合いを通じて、操業ルールが確立され、洋上でのトラブル防止や調和の取れた操業が可能となる。
- ・貸し付け条件の緩和により、漁業経営改善支援資金を活用した設備投資等が促進され、漁業経営の改善に資する。

【提案・要望の経緯】

- ・大中型まき網漁業や以西底びき網漁業等の操業区域である東シナ海等では、資源管理措置が確立されておらず、中国虎網漁船をはじめ多くの中国漁船が操業しており、資源の悪化が懸念される。
- ・以西底びき網漁業は、中国水域では操業していないが、我が国の排他的経済水域での中国底びき網漁船等の操業により、自らの操業が大きく制約され、厳しい漁業経営を強いられている。また、中国漁船等の無許可操業等違反行為が後を絶たない状況にあり、本県漁業者は強い不満を有している。
- ・本県の沖合域では、大臣管理の大中型まき網漁業等と沿岸漁業との間で、同一資源を対象とした操業等により漁場競合が生じており、沿岸漁業者は引き続き諸課題の解決に向けた話し合いの場の設定を強く期待している。
- ・近年、沖合漁業では漁場競合、資源の減少、漁船の老朽化等により経営環境が悪化している。特に、漁船や漁具の更新には多額の経費が必要であり、融資額が大きく、低利で、保証料の必要がない漁業経営改善支援資金に対する漁業者の期待は大きい。

【1】この要望にかかる背景について

(資源管理措置の早急な確立)

東シナ海においては、双方の排他的経済水域等での操業のあり方等を規定する漁業協定が平成11年（日韓）及び平成12年（日中）にそれぞれ発効しましたが、外国漁船に対し我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域では、近年、急増した中国虎網漁船をはじめ多数の外国漁船が集中して操業しています。

(漁業者等の監視活動)

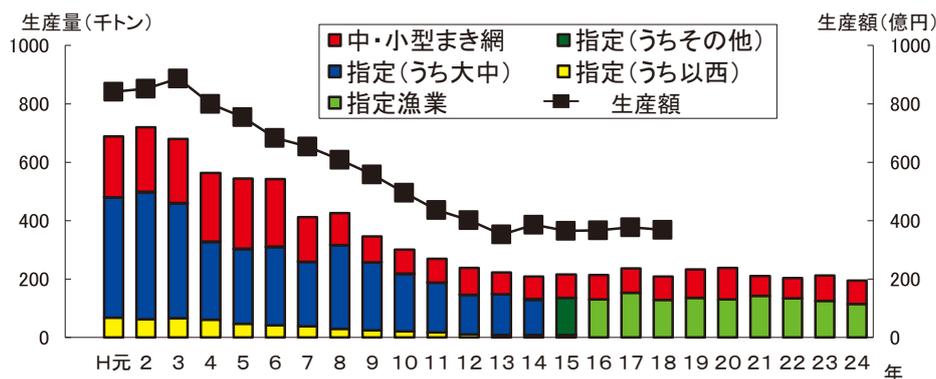
漁業者による監視は、現在、日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域の監視等を国事業により一部の漁業者が行っていますが、監視対象区域の拡大など事業の充実が必要であり、併せて、本県の漁業取締船も、広域的な哨戒時に外国漁船の状況把握に努め、情報を国の取締機関に通報するなど監視体制の一翼を担っているため、沿岸漁業者を含む本県漁業取締体制への支援措置の充実を求めます。

(操業ルールの確立に向けた話し合いの場)

大臣が管理する沖合漁業と沿岸漁業の間では、これまで漁場の競合等によるトラブルが発生し、水産庁の仲介による話し合いにより調和のとれた操業が実現したケースもありますが、対馬や五島で新たなトラブルが生じています。

(漁業経営改善支援資金)

漁業近代化資金では漁船の実耐用年数を考慮し、平成27年4月から漁船の償還期間が15年から20年に延長されています。このため、当該資金の償還期間（15年以内）についても、漁船の実耐用年数（20年）に合わせた償還期間の延長を望むものです。また、通常の貸付限度額（まき網漁船1隻あたり8億5千万円、まき網購入1漁労体あたり1億円）では、必要な事業費が不足する場合がありますので、貸付限度額の拡充を望みます。



長崎県における指定漁業及び中・小型まき網漁業の生産量・額の推移

注) 統計調査項目の変更等により平成15年から大中型まき網漁業、16年から以西底びき網漁業の区分がなされなくなった。
平成19年から、漁業種類別生産額は公表されなくなった。

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
韓国	19	24	21	22	21	15	7	7	8	17	10	11	8	6	9	9
中国		5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	1	2	1	6	4
計	19	29	29	32	26	16	8	8	10	18	11	12	10	7	15	13

協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況(七管及び九調)

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(資源管理措置の早急な確立)

資源管理措置を講ずるにあたっては、東シナ海で操業する日本、中国、韓国の3国間での共同管理が重要となりますが国際問題であるため早急な進展は困難と考えられます。

(漁業経営改善支援資金について)

当該資金を借り受けるためには漁業経営改善計画の認定を受ける必要があります。その認定基準は、「付加生産額又は従業員1人当たりの付加生産額のいずれかについて、5年間の伸び率が15%以上となることが確実に見込まれること」とされており、沖合漁業の経営環境が悪化している中で、基準を満たすことが困難な場合があります。

64 漁業就業者の確保及び漁業経営安定対策について

【農林水産省】

【提案・要望】

漁業就業者を確保・育成し、漁業経営の安定を図るため、新規漁業就業への支援制度及び漁業収入安定対策並びに漁業共済制度の充実を図ること

- (1) 新規漁業就業者に対して、新規農業就業者と同様に、独立後最長5年間の給付金制度（150万円／年）を創設すること
- (2) 漁業収入安定対策について、漁業者の減収部分に対する十分な補填ができるよう、基準収入を直近年の最大値を用いるなど算定方法の見直しを行うこと
- (3) 漁業共済制度について、養殖トラフグ及び養殖クロマグロの1年魚を共済対象とするための調査及び制度設計を行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

- ・新規漁業就業者について、経営的に不安定な独立直後の生活の安定が図られ、漁業への定着が推進されるとともに、新規就業を目指す若者が増加することが期待される。
- ・漁獲減少、魚価低迷等による漁業収入の減少への備えが充実されることにより、従来であれば廃業を余儀なくされていた漁業者の経営継続が期待される。
- ・養殖生産のベースとなる養殖1年魚について、赤潮発生時等の補償が行われることにより、養殖経営の安定が期待される。

【提案・要望の経緯】

- ・本県における平成25年の漁業就業者数は14,310人で、平成15年からの10年で約3割減少し、また、65歳以上の階層は34%を越える状況で、漁業就業者の減少と高齢化に歯止めがかかっていない。
また、毎年150名程度が新たに漁業に就業しているが、着業直後は経験不足により安定した収入が得られない等を理由に、就業後3～5年間に20～30%の新規漁業者が離職に追い込まれている。
- ・本県における漁業収入は全国平均と比較しても低く（H24年漁船漁家：全国614万円、本県506万円）、漁業収入安定対策のベースとなる漁業共済の基準収入（過去5年間の中庸3年間の平均値）では不漁時等の収入減少に対して十分な補償が得られないとする漁業者が少なくなく、共済加入率も56%と全国平均（72%）を下回っている。
- ・養殖トラフグや養殖クロマグロの1年魚は、年々養殖技術が向上し、生残率の向上・安定化が図られてきているが、依然として赤潮などによる大量斃死が生じており、養殖経営にとって大きな課題のひとつとなっている。

【1】この要望にかかる背景について

○新規漁業就業者に対する給付金制度の創設

漁家子弟が就業を希望せず、漁業外からの参入（U、Iターン）も進まない中で、大きな雇用の場である沖合漁業（以西底曳、大中型まき網）も衰退し、漁業就業者数は大きく減少しています。また、漁業就業者の34%を65歳以上が占めるまで高齢化も進んでいます。

本県にとって水産業は、水産物流通業や加工業、造船業など幅広い裾野を持つ重要な産業であり、特に、離島・半島地域では、水産業の衰退は、地域の衰退、さらには地域の存続にも直結しており、新規漁業者の確保は喫緊の課題となっています。

○漁業収入安定対策の制度見直し

漁業災害補償法に基づく漁業共済制度では、補填額を算定するための「基準収入」は直近5ヵ年の漁業収入のうち、中庸3ヵ年の平均（5中3平均）を用いています。漁業収入が漸減傾向にあれば、基準収入も同様に推移するため、漁業者は減収部分に対する十分な補填が受けられません。また、義務加入等に該当しない場合、共済掛金に割高感があり、加入が進まない要因となっています。さらに、本県が主要養殖産地となっているトラフグとクロマグロでは、1年魚が漁業共済の対象となっていませんが、最近ではトラフグ1年魚の養殖技術が向上し、また、クロマグロでは人工種苗の生産技術研究が伸展しています。

○新規集漁業就業者の5年後までの定着状況

※長崎県調査

各年度新規就業者数	定着者数の推移（上段：定着者数、下段：定着率）				
	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
H20	134人 100%	120人 90%	100人 75%	88人 66%	87人 65%
H21	147人 100%	125人 85%	122人 83%	119人 81%	113人 77%
H22	146人 100%	132人 90%	132人 90%	106人 73%	102人 70%
H23	152人 100%	138人 91%	135人 89%	130人 86%	
H24	152人 100%	132人 87%	125人 82%		
H25	170人 100%	152人 89%			
平均	150人	89%	84%	77%	71%

○新規就業者数の推移

※長崎県調査

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
新規就業者数（人）	134	147	146	152	152	170	136

【2】この要望にかかる課題・問題点について

○新規漁業就業者に対する給付金制度の創設

本県の漁業就業形態は小型漁船による自営漁業が主体ですが、漁業者は対象魚種、季節等に合わせた漁具漁法や漁場を選択し操業する必要があり、また年々変化する漁海況への対応力も必須となります。新規就業者はある程度の研修等を経たうえで独立し、漁業経営を開始しますが、ベテランに比べ水揚が少なく安定収入を得られないため、漁業経営を継続できずに離職してしまう事例も見られます。

○漁業収入安定対策の制度見直し

本県における平成26年度末の漁業共済加入率は56%であり、全国平均（72%）を下回っています。漁船漁業ではコスト高や魚価の低迷が続く、また、養殖業では赤潮や病害による被害が発生していることから、より加入しやすい制度への見直しによって、引き続き加入促進を図っていく必要があります。

漁業経営安定対策

【平成28年度予算概算決定額 漁業収入安定対策事業：20,303(23,697)百万円
漁業経営セーフティネット構築事業：2,450(4,000)百万円】

